



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 10 日(木)
号外第 1 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (10)	2
--------	--------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置請求について、同条第4項の規定による監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年12月10日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子

第1 監査の概要

1 監査の請求

(1) 請求人

米子市東町410 高橋 敬幸
西伯郡南部町西町44 坪倉 嘉昶
西伯郡南部町福成997 - 29 花房 和夫

(2) 請求のあった日

平成21年10月15日

第2 請求の要旨

法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、請求人から提出された鳥取県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容から請求の要旨を次のように解した。

1 請求人の主張

(1) 平成20年度における鳥取県議会議員（以下「議員」という。）6名（藤井省三議員、内田博長議員、鍵谷純三議員、前田宏議員、尾崎薫議員及び銀杏泰利議員。以下「6名の議員」という。）の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及びその添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なもの（以下「摘示事項」という。）がある。

(2) 6名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

(1) 6名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 6名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置をとること。

第3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定による政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成21年10月20日付けで受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定による返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成21年11月9日に公開により陳述を聴取した。

2 監査対象事項

監査対象事項は、措置請求書に記載されている事項を勘案し、平成20年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

(1) 6名の議員の政務調査費に係る摘示事項

- ア 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）
- イ 尾崎薫議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- ウ 鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘示事項（8件）
- エ 銀杏泰利議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）
- オ 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項（8件）
- カ 前田宏議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）

(2) 6名の議員以外の議員への再調査

すべての議員の政務調査費について8月に定期監査を行ったところであるが、本件請求に係る監査の過程で必要性が生じた場合には、再調査を行うこととした。

3 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査実施期間

平成21年10月26日から同年11月24日まで

5 監査の実施方法

(1) 監査の実施方針

ア 政務調査費の使途基準等

監査委員は、定期監査において、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）により適否を判断しており、本件請求に基づく監査においても同ガイドラインをその使途基準として取り扱うこととした。

(参考)

政務調査費の交付に関して必要な事項については、地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）により平成13年4月1日から条例で定めることとされ、当県においても、同日に鳥取県政務調査費交付条例が施行されている。

当条例に基づき政務調査活動に必要な費用が交付されるとともに、平成19年4月1日からは、県議会の中に設置された議会改革推進会議により見直され、一部が改められたガイドラインが施行され、同ガイドラインは、その後、同年12月17日、平成21年1月9日にも一部改正が行われており、逐次実情を勘案して整備されている。

イ 判例を引用した摘示事項に対する判断

本件措置請求書では、政務調査費ハンドブック（判例に学ぶ適正支出のチェックポイント）（廣瀬和彦著、平成21年6月15日 株式会社ぎょうせい発行）で紹介された判例を引用して、政務調査費の使途等には問題があり、不当な支出に当たるとはならないかと主張しているものがある。

監査委員としては、措置請求書に引用された判例については、社会通念上妥当な範囲で支出すべきという判例の趣旨は尊重しつつ、その前提となる事実関係は個別の事案により異なるものであるため、必要に応じ政務調査費の使途の実態を確認の上、判断することとした。

(2) 議会議務局の監査の実施

6名の議員について、本件摘示事項を踏まえ、収支報告書と証拠書類の写しとを突合し、その上でガイドラインに沿った支出がなされているか確認を行った。

(3) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、本件摘示事項を踏まえ、支出目的又は内容の確認を要するものについて、法第199条第8項の規定に基づき、6名の議員に対し、文書照会による調査を行った。

6 監査の執行者

監査委員 山 本 光 範

監査委員 米 田 由起枝

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 山 根 眞知子

7 監査委員の除斥

本件請求は議員の政務調査費の用途に関するものであるため、議員である監査委員内田博長及び監査委員山田幸夫は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第5 本件請求に対する結論

1 第2の2の(1)の「不適正な用途による政務調査費を県に対し返還させること」について

< 監査委員の判断 >

本件請求に基づいて、6名の議員について関係人調査を行うなど再度の監査を行った結果、用途等が不適正な政務調査費は認められず、また、6名の議員以外の議員について再度の調査を行う必要性も認められなかった。

なお、全議員の政務調査費を対象に7月から8月に実施した定期監査の結果、不適正な用途等に係る経費があったものは既に修正及び返還措置がとられており、適正な事務処理を行うよう通知を行っている。

2 第2の2の(2)の「不当な支出について、これを是正させる措置をとること」について

< 監査委員の判断 >

本件請求に係る監査及び定期監査の結果については、前述のとおりであり、新たな是正措置の必要はないと判断した。

3 総括

本件請求に係る財務会計行為には、違法性又は不当性はなく、したがって、請求人が主張する内容に理由がないものと認める。

第6 本件請求に係る監査の結果

1 6名の議員の政務調査費に係る摘示事項

(1) 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項

ア あん分の根拠の明示について

(ア) 請求人の主張要旨

経費のあん分については、ガイドラインに「実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示」とあるが、次の経費について何らあん分の根拠が明示されていない。

a コピー機リース料が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。

b IT利用料が、100パーセントのあん分率で事務費に計上されている。

c 電話利用料が、100パーセントのあん分率で事務費に計上されている。

d ファックス利用料が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。

e 事務所水道料金が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。

f 携帯電話料金が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。

g 事務所補助員の賃金が、90パーセントのあん分率で人件費に計上されている。

h 事務所ガス料金(2ヶ月に一度の支払)が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。

- i 事務所電気料金が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- j 駐車場賃料が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- k 事務所し尿汲み取り料が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa及びdからkまでの結果について

ガイドラインでは、議員が行う活動は様々であり、政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっている場合は、整然と峻別することは困難であることから、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされている。

また、証拠書類にあん分の根拠を明示することとされているが、記載例においては具体的あん分率を明示することに留めている。

したがって、議員が実態に応じて算定したあん分率を明示していることは、ガイドラインの記載例のとおり処理であるため、問題はないと判断した。

b (ア)のb及びcの結果について

議員に対し、政務調査活動と他の活動とのあん分の考え方を確認したところ、「IT利用料については政務調査活動のみに使用している。電話利用料については、2回線持っていたので他の活動は他回線利用とし、1回線分を事務費に100パーセント計上した。」との回答を得た。

議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

イ 事務所し尿汲み取り料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所し尿汲み取り料が、出納簿では3,600円(4,000円×90パーセント)で計上されているが、収支報告書では「3千円」と異なっている。

(イ) 監査の結果

収支報告書の主な支出の内訳欄は、便宜上千円単位で記載したものと認められ、問題はないと判断した。

ウ 会議への出席について

(ア) 請求人の主張要旨

鳥取県スキー連盟の会長として、全国スキー連盟の会議に出席しているが、スキー連盟はスキーの普及振興と育成強化を図るための団体であり、これが政務調査活動にあたるとは考えられない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、全国スキー連盟の会議出席に係る活動内容について確認したところ、「鳥取県の冬季スポーツ振興のため、政務として活動している。」との回答を得た。政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

エ 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a よなご日野郡人会は親睦目的の会と思われる。また、日野郡は自身の選挙区でもあるため、会費は政務調査費として認めるべきではない。

b 歴代知事と語る会への会費及び宿泊費は、懇親会や政治活動も兼ねているため100パーセント政務調査費で支出する根拠はない。

c 田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見い出す会の会費は、懇親会や政治活動も兼ねているため政務調査費で支出する根拠はない。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

議員に対し活動内容について確認したところ、「意見交換・情報収集が主な活動内容であるが、日野郡人会の会報に県議会報告を掲載してもらっている。」との回答を得た。政務調査活動と認め

られ、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

議員に対し会の活動について確認したところ、「政党活動ではなく、田村参議院議員から鳥取県の経済を活性化させる情報を取得するためこの会に参加した。」との回答を得た。政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

オ 携帯電話利用料について

(ア) 請求人の主張要旨

携帯電話利用料は、携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

カ 県議会報告書印刷代について

(ア) 請求人の主張要旨

県議会報告書印刷代は、内容が議会質問等の報告書であり、選挙及び後援会活動であり、調査結果や成果を報告する目的ではないので政務調査費で支出する根拠はない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費は計上できることとなっており、議会質問を内容としたものであることから問題はないと判断した。

(2) 尾崎薫議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務費で購入した物品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費で購入した文具、トイレットペーパー等少額な物品についてあん分率100パーセントとなっているが、すべてが政務調査にかかわる費用とは到底考えられない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、あん分の考え方を確認したところ、「事務所は英語教室と共有している部分があるため、消耗品については全く別に購入している。レシート、保管場所も別々にしている。政党無所属であり、事務所での政党活動、後援会活動はなく、事務所利用は議員としての政務調査活動の利用である。」との回答を得た。

ガイドラインでは事務用消耗品購入費は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

イ 駐車場代について

(ア) 請求人の主張要旨

駐車場代(2台分)があん分率100パーセントで計上されているが、100パーセント政務調査費のための駐車場代はあり得ない。認められるは、1台分の3分の1とすべきである。

(イ) 監査の結果

事務所付随の駐車場について、3台分の借上料のうちの2台分が計上されていることを確認し、議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

ウ 電話料金について

(ア) 請求人の主張要旨

固定電話料金2台分が両方ともあん分率90パーセントとなっているが、1台分の3分の1とすべき

である。

また、携帯電話料金のおん分率が80パーセントとなっているが、携帯電話料金は、使用する必要性がない限り政務調査費として認めるべきでない。

ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

固定電話及び携帯電話の利用については、出納簿に議員自らが実績に基づいて算定したおん分率が記載されている。

また、携帯電話の利用が広く普及しており、政務調査は議員が出向いて調査する機会も多いことから、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、問題はないと判断した。

エ 広報誌の送料について

(ア) 請求人の主張要旨

広報誌の送料（5月16日、5月19日）について、調査活動報告や議員活動報告が記されているが、内容からこれらの送料を90パーセントのおん分率で計上することは認められない。4月30日の印刷製版機マスター代のおん分率が50パーセントであることから90パーセントは問題である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、広報誌を発行する場合には、政務調査活動に係るものとその他の活動に係るものが含まれるときは、記事の割合などにより送料等をあん分することとなっている。出納簿には、政務調査費の割合を勘案したおん分率が記載されており、広報誌のおん分率と印刷製版機の使用実態に基づくおん分率とは別のものであることから、問題はないと判断した。

オ 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 知事との懇談会の会費は、懇親会や政治活動も兼ねており、100パーセント政務調査費から支出する根拠はない。

b 鳥の劇場会費及びチケット代は、調査ではなく文化鑑賞であり、認められない。その他、次の経費も政務調査費として認められない。

- (a) 県立博物館入館料
- (b) ロシア領事館料理長来県懇親会
- (c) フェルメール展入場料
- (d) 県総合芸術文化祭チケット代
- (e) 鳥根県美術館観覧料

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等政務調査活動と認められることから問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

議員に対し活動内容について確認したところ、「文化振興を通じたまちづくり、子育てを議員活動の一つの柱としている。鳥の劇場は設立当初から注目し、まちづくり、人づくり、文化観光等に大きな役割を果たすと見ており、鳥の劇場の会員となって主催者と意見交換する等情報を得ている。」との回答を得た。

ロシア領事館料理長来県懇親会については、「今後の鳥取の食材の売り込みや食材の利用法、多くのロシア人に鳥取に来てもらうためのアイデアなどについて意見交換した。飲食経費等は計上しておらず、駐車場利用のみ計上している。」との回答を得た。

その他の入館料等の文化鑑賞に係る経費については、「活動を実際に見て、観光との連携等の考察、文化事業に係る改善点の知事要望、常任委員会における提案等をしている。」との回答を得た。

以上のことから、それぞれ政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

(3) 鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 県外政務調査活動について

(ア) 請求人の主張要旨

県外政務調査活動報告書について、ほとんど訪問先の記載がなされていない。

また、ガイドラインの例示のとおり、調査内容を記載する必要があるのではないかと。

(イ) 監査の結果

訪問先の記載については、県外政務調査活動報告書（その他の政務調査活動）には訪問先の名称欄に記載のないものがあるが、調査対象者や調査内容が記載されており、問題はないと判断した。

イ 県内政務調査活動について

(ア) 請求人の主張要旨

a 県内政務調査活動の出張について、調査概要が説明されていないケースがほとんどである。特に、出納簿の支出内容の欄に、調査研究活動の具体的な記載がなされていない。

また、いずれも都市間交通費等早見表（以下「早見表」という。）による経費が充てられており、領収書等の支払証明書の添付がない。これらの経費を政務調査費に充てることには疑問がある。

b 5月の鳥取出張について、旅費が計上されているが、調査研究活動の説明や出張を証明する証拠もなく、また、宿泊証明書にあて名のないものもある。出張のすべての時間を政務調査活動に費やしていたかどうかは疑問であり、実態に即してあん分すべきである。

c 7月と8月の2月の間に300リットルを超えるガソリンを消費して自家用自動車を利用し、一方で他の公共交通機関を利用した出張を7回（9日間）を行うことは困難ではないか。

また、11月から翌1月までの間にも同様に多くのガソリンを消費している。これらは二重請求ではないか。旅費は早見表により請求しているが、領収書の添付がないものは計上できないようすべきである。

d 7月のガソリン代について、同一日に2回も給油しているものがあり、疑問がある。

e ガソリン代の6割を計上するのであれば、自家用自動車を使用した政務調査活動の内容を報告すべきである。

また、あん分率6割の根拠も説明すべきである。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa、b及びeの結果について

ガイドラインでは、県内政務調査活動については、活動報告書の提出までは規定していない。公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて活動の概要、利用区間等を記載した書類を議員が作成し、提出できることとなっており、出納簿に所定の記載がされている。

また、早見表により、料金が計上されている理由は、旅費の領収書が取得できなかったためであることが確認されている。

あん分については、出納簿に記載された支出内容から、政務調査活動を目的としたものであり、政務調査活動としての実態等を勘案して、計上したものと認められる。

また、宿泊証明書の宛名のないものについては、出納簿に記載された説明から、議員本人のものと認められる。

自家用自動車を使用した政務調査活動については、ガイドラインでは燃料費及び自動車の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっている。

したがって、これらの政務調査活動について、問題はないと判断した。

b (ア)のcの結果について

議員の自家用自動車による出張については、支払先の領収書はその内訳が記載されたものが添付されている。

また、公共交通機関の利用についても、ガイドラインに沿って早見表により算定された料金、活動概要及び利用区間が出納簿に記載されており、問題はないと判断した。

c (ア)のdの結果について

議員に対し、自家用自動車の利用状況について確認したところ、「給油所を2か所使用しており、同一の車に間違いはない。1台しか保有していない。」との回答を得た。

ガイドラインでは、政務調査活動の対象とする自家用自動車は1台のみ認めており、議員の利用状況に問題はないと判断した。

ウ 事務所賃借料等について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所賃借料及び灯油代3月分について、県議会議員の活動には議員活動はもとより選挙活動、後援会活動、政治活動、政務調査活動等様々な活動が含まれており、議員が政務調査活動のみに使用したことを立証しなければ100パーセントは認められない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、活動内容について確認したところ、「議員事務所として市民相談、県民相談に対応している。灯油については、相談者に対応するため使用した。」との回答を得た。議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

エ 県外出張に係る日当について

(ア) 請求人の主張要旨

4月9日の「東京出張旅費」は早見表運賃と日当が計上されているが、政務調査活動は本来公務に該当しないとの説があり（公務災害にもならない）、日当3,000円分は外されるべきではないか。このほかの県外出張に係る日当についても見直すべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外出張において宿泊を伴う場合、1日当たり3,000円の日当を計上できるとなっている。この日当は、報酬としての性格はなく現地活動費（昼食代及び現地交通費）であり、調査の際にこれらの経費は必要なものであることから、問題はないと判断した。

オ 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月21日の「人件費（20日間）」の領収書はあて名が記載されてなく、議員本人あての領収書であるとの確認がない。

また、ガイドラインには「政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示すること。」とあるが、当該領収証には勤務日数等の記載がない。

(イ) 監査の結果

領収書のあて名は、平成21年8月に実施した定期監査において、確認を求め、既に修正したものが議会事務局へ提出されている。

また、勤務日数は出納簿に記載されており、確認ができることから問題はないと判断した。

カ 複写機リース料について

(ア) 請求人の主張要旨

複写機リース料が事務費として毎月計上されているが、政務調査活動以外にも利用したと推測されるので、政務調査活動に使った実績に基づいてあん分し計上すべきである。

(イ) 監査の結果

議員に対し、政務調査活動と他の活動とのあん分の考え方について確認したところ、「政務調査活動にのみ使用した。」との回答を得た。

議員が実績に基づいて計上していると認められることから、問題はないと判断した。

キ 携帯電話利用料について

(ア) 請求人の主張要旨

携帯電話利用料は、携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。
ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

ク 広報費について

(ア) 請求人の主張要旨

広報費として議会報告印刷費と配布人件費が年3回計上されているが、印刷物の添付がなく確認できない。

また、仮に政務調査活動に関する記事が一部含まれていた場合であっても100パーセント計上することは妥当でない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、印刷した内容について確認したところ、「議会であったことのみ記入しており、議会質問の状況をお知らせしている。配布人件費については、2週間かけて手配りをお願いしている。」との回答を得た。

ガイドラインでは、広報誌を発行する場合には、政務調査活動に係るものとその他の活動に係るものについて、記事の割合などにより印刷費、送料等をあん分することとなっており、議員が実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

(4) 銀杏泰利議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 資料購入費・資料作成費について

(ア) 請求人の主張要旨

a 出納簿の4月分(その1、その2)に記載されている資料購入費について、100パーセント政務調査費に充てることには疑問がある。

b 全国紙インターネット購読料について、あん分率100パーセントで計上している根拠が不明である。

c 6月12日に購入した書籍について、執行部に配布した部分は議会活動であり、疑問がある。

d 2月17日に購入した地図ソフトは100パーセント政務調査活動に利用されるとは信じられない。選挙活動にも使用するはずである。

e 5月14日の資料コピー代は、議会質問用の資料作成に要したものであり、本来の政務調査活動に要したのではなく、認められない。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa及びbの結果について

出納簿の資料購入費に記載されているのは、情報収集インターネット接続経費と書籍の購入費、新聞の購読料である。

ガイドラインでは、資料購入費として情報収集インターネット接続経費、書籍購入費、新聞購読料は計上できることとなっており、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

b (ア)のc及びeの結果について

ガイドラインでは、議員が行う議会活動、審議に必要な資料を作成するために要する経費は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

c (ア)のdの結果について

議員に対し、利用状況について確認したところ、「県民のところへ出向いて県政にかかわる様々な意見聴取、苦情・要望受付、情報提供のために利用している。また、政務調査の現場確認にも使っている。公共施設等の現状把握・改善の打合せ・要望については、地図が資料として必要であ

る。なお、後援会活動は行っておらず、所属する党の県本部事務所にも地図があり、政党活動・選挙活動のために購入した地図を使用することはない。」との回答を得た。

この内容から、議員が実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

イ 駐車料金等について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 4月9日をはじめとして、これ以外の日の駐車料金についても調査研究目的が明記されていないものに政務調査費を充てることには疑問がある。
- b 5月23日のタクシー代は、調査研究活動に係るものとの根拠が示されていない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外及び国外の政務調査活動については活動報告書の提出を求めているが、県内政務調査活動については活動報告書の提出は規定していない。

出納簿の説明のほかに、領収書には区間や料金、活動内容は調査研究費であることが記載されており、問題はないと判断した。

ウ 事務用品購入代について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 4月9日に購入した事務用品の内容が不明であり、政務調査費に充てることは許されない。他の日に購入したのも同様である。
また、必要であるとしても、政務調査費とは関係のない活動にも利用されるのであれば、使用実績に基づくあん分をすべきである。
- b 7月4日のコピー機代について、コピー機は通常の議員活動や後援会活動にも利用するはずであり、100パーセントの計上は疑問がある。
- c 7月2日の事務用品購入は、政務調査活動以外にも使用することが考えられ、100パーセントの計上は疑問がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品の内容やあん分の考え方を確認したところ、「購入した事務用品は、コピー用紙、クリアファイル、封筒類、製本テープ、ノート類、筆記用具、マーカー類、バインダー、ファイル類である。あん分しない理由は、政務調査活動に使用する目的で購入したもののみ領収書をもらい計上しているからである。政党活動・選挙活動に使用する分は所属する党の県本部事務所のものを利用し、後援会活動やその他の活動はしておらず、計上したものは政務調査活動に限って使用している。」との回答を得た。

ガイドラインに沿って出納簿に記載され、領収書も添付されており、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

エ 県外出張に係る日当について

(ア) 請求人の主張要旨

4月11日の県外出張の日当については、政務調査活動が公務でないことから、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）第7条第1項に該当せず、対象外ではないか。これ以降の県外出張における日当についても同様に疑問がある。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外出張において宿泊を伴う場合、1日当たり3,000円の日当を計上できることとなっている。

この日当は、報酬としての性格はなく現地活動費（昼食代及び現地交通費）であり、調査の際にこれらの経費は必要なものであることから、問題はないと判断した。

オ パソコンセットリース料について

(ア) 請求人の主張要旨

パソコンセットリース料が毎月計上してあるが常識的に考えて高すぎるのではないか。

また、あん分率90パーセントの根拠も不明であり疑問がある。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされており、出納簿及び添付資料に内容の説明が記載され、領収書も添付されていることから、問題はないと判断した。

カ 会費・研修費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 6月16日、12月10日の知事との意見交換会の経費について、意見交換の場においても、議会活動や政党活動、さらには懇親の色彩が濃い部分も混在したはずであり、100パーセント政務調査活動とするには疑問がある。

b 7月19日の「竹内いさおを囲む会」講演聴講は、竹内鳥取市長の後援会パーティーへの参加であり、単なる政治活動であり、政務調査費を充てるべきでない。駐車料金も該当しない。

c 1月25日の「田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見出す会」、2月7日の「赤沢りょうせい新春の集い」、3月1日の「石破しげると平成21年を語る集い」の参加費がそれぞれ計上されている。国会議員の政治活動の一環として行われたものと推定され、すべてを政務調査活動として政務調査費を充てることには疑問がある。

2月4日の交通費、3月1日の駐車料金も同様である。

d 2月16日の日本海政経懇話会年会費が研修費に計上されているが、研修実績を示し、政務調査活動に100パーセント計上した根拠を示すべきである。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa及びbの結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから、問題はないと判断した。

b (ア)のcの結果について

議員に対し、政務調査活動としての考え方を確認したところ、「田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見出す会については、国の道路建設をはじめとする公共事業の動向やその箇所付けを調査するため、田村国土交通委員長の講演会へ参加し、この内容を参考にして鳥取県知事へ高速道路網の早期建設を国へ強力に働きかけるよう要望し、国土交通大臣へ陳情を行った。赤沢りょうせい新春の集いについては、衆参国会議員、大臣、鳥取県の代表、鳥取県中部の首長、経済団体の代表などが参加され、経済や国の動向について意見交換や要望・提案を受ける絶好の機会であったので参加した。特に今後の鳥取県の道路網整備、各種経済対策、定額給付金、雇用対策などについて意見交換を行い、その成果は2月議会の一般質問で取り上げ、また、国土交通大臣へ陳情した際には現場の声として紹介した。石破しげると平成21年を語る集いについては、石破農林水産大臣に政治課題となっていた減反政策などの農業問題・林業問題について直接意見・要望を行う絶好の機会であり、その他国会議員、鳥取県の代表、鳥取県東部の首長、経済団体の代表などから減反政策や農地法の改正などについて意見交換や要望・提案を受ける機会であったので参加した。石破大臣とは、就農支援、減反問題、高齢者零細農家の保護、林業の境界確定問題などについて意見交換を行い、その成果は2月議会の一般質問や鳥取県知事への要望で取り上げた。」との回答を得た。

この内容から、議員が実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

c (ア)のdの結果について

ガイドラインでは、国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費は、計上できることとなっている。

当活動については、地元新聞社が主催したセミナーであることが確認されており、問題はないと判断した。

キ あん分率の設定について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 3月21日の事務用ソフト購入費、議会記録媒体購入費、3月23日の事務ソフト（電話帳ソフト）購入費について、あん分率の根拠が示されていない。
- b 出納簿に添付された「政務調査費（平成20年度）あん分率の設定」には、あん分率設定理由が、「別の仕事に就いていない」となっているが、あん分率は政務調査活動の支出根拠に基づいて設定しなければならないはずであり、根拠にはならない。
また、車検及び整備費用は財産形成になり、自動車税・車検代及び保険料は認められない。
- c パソコン関連品（事務ソフト含む。）のあん分率設定理由が「個人・後援会用は、別に所有しているのほとんど政務調査用である。」とあるが、実績をもとにしてあん分しなければ根拠にはならない。特に事務ソフトは、他のパソコンにも利用できるため、「別に所有している」では根拠にはならない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が行う活動は様々であり、政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっている場合は、整然と峻別することは困難であることから、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされている。また、出納簿等にあん分の根拠を明示することとされているが、記載例においては具体的なあん分率を明示することに留めている。したがって、議員が実態に応じて算定したあん分率を明示していることは、ガイドラインの記載例のとおり処理であるため、問題はないと判断する。

また、自家用自動車を使用した政務調査活動については、ガイドラインでは使用する自動車1台に限り、対象年度の車検費用等の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっており、問題はないと判断した。

(5) 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 県外調査に伴う旅費について

(ア) 請求人の主張要旨

- a すべてについて調査内容が不明である。
- b 調査月日と旅費領収書月日が相違している。
- c 3月31日に5件の旅費の支払処理が集中している。
- d すべての領収書の筆跡が同一人と思われる。
- e 旅費金額の算定が不明である。
- f 活動報告書に記載されている調査先、調査テーマから判断すると、医療法人の理事長としての調査活動と思われるため、目的外使用である。

(イ) 監査の結果

- a (ア)のaの結果について
県外政務調査活動報告書に調査対象者が記載されていないが、政務調査活動の内容は記載されており、問題はないと判断した。
- b (ア)のbの結果について
調査日と支払時期との相違については、会計処理上旅行会社へ事後支払していることが確認されており、問題はないと判断した。
- c (ア)のcの結果について
旅行会社へ支払が集中しているのは、会計処理によるものであり、問題はないと判断した。
- d (ア)のdの結果について
領収書の筆跡を確認したが、すべてが同一の筆跡ではなく、問題はないと判断した。
なお、事務補助の職員が、領収書の内容を補足するため追記している部分については、同じ筆跡と思われる。
- e (ア)のeの結果について

領収書に記載されたただし書及び付記された内容から、飛行機代と判断されるため、問題はないと判断した。

f (ア)のfの結果について

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、問題はないと判断した。

イ 自動車の燃料費について

(ア) 請求人の主張要旨

a あん分率が判例と比較して高い。

b 燃料購入が月ごとに一括した領収書が発行されており、6月分を年2回にまとめて処理している。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

ガイドラインでは、燃料費等の合計額の6割を限度として計上できることとなっており、その範囲内となっている。

また、あん分の割合は、出納簿等に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

支払をまとめて行っていることについては、会計処理によるものであり、問題はないと判断した。

ウ 書籍の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

a 購入レシートではなく市販の領収書のため購入書籍名が不明であり、政務調査費の対象になるかどうか判断できない。

b 8月8日購入の書籍は、趣味の書籍ではないか。

また、1月14日、2月12日購入の書籍の一部は、医療法人の理事長としての用途又は個人的な用途ではないか。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

ガイドラインでは、調査研究のために必要な図書、資料等の購入は計上できることとなっており、ガイドラインに沿って出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されている。

また、個々に購入書籍名、購入目的等の記載までは規定していないことから、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

ガイドラインでは、書籍等の購入について、購入目的の記載までは規定していない。

また、議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、問題はないと判断した。

エ 新聞の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

新聞の購読は議員の職業が医療法人の理事長であることを勘案すると、医療に従事する者として購入した側面が強いと考えられ、個人的な支出である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、資料購入費として新聞の購読料は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

オ コピー機リース料について

(ア) 請求人の主張要旨

コピー機リース料について、リース契約書が不明のため、リース料のみなのかカウンター料込みなのか判断できない。リース料としては高額すぎる。あん分の根拠もなく、政務調査活動に使用した根

拠も示されていない。

また、使用料の明細がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、コピー機の利用状況について確認したところ、「コピー機は、後援会活動等私的活動に関するものには利用していない。私的活動に関するものは1階事務所の他のコピー機を使用している。政務調査活動として利用しているのは県政にかかわるもの、一般質問・代表質問に関して調査研究に必要な資料等である。」との回答を得た。

議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

なお、ガイドラインでは、リース契約に係る契約書の写しの提出は規定していない。

カ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務用品(5月8日OA付属品、9月12日OA機器、10月14日事務用品)について、購入明細がなく、政務調査活動に使用した根拠も示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、購入した事務用品の使用状況について確認したところ、「事務用品は、政務調査活動にかかわるコピー機用の紙及びパソコン関係の付属品等の購入である。他にも政務調査活動に必要な事務用品等を購入している。」との回答を得た。

ガイドラインでは、事務用品の購入明細の記載までは規定してなく、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

キ インターネット使用料について

(ア) 請求人の主張要旨

インターネット使用料について、議会活動とあん分しないで全額政務調査費に計上されている。

(イ) 監査の結果

議員に対し、インターネットの使用状況について確認したところ、「パソコンは複数機所有しており、政務調査活動と他の活動に係るものを分けて使用しており、政務調査活動に使用したパソコンについて経費を計上している。他のパソコンの使用料は別途個人で支払っており、あん分はしていない。」との回答を得た。

議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

ク 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

業務委託に伴う人件費について、補助業務活動記録及び補助業務就労記録がなく、法人の就労記録では、政務調査活動に就労した実績が不明である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、調査研究を補助する職員の雇用に要する経費は認めており、政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示することとなっている。

証拠書類として添付されている事務委託契約書及び勤務個人表により、ガイドラインで規定する要件は満たしていると認められ、問題はないと判断した。

(6) 前田宏議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 次の活動は、報告書がなく表題から判断すると通常の議員活動となり、議員報酬で対応すべきである。

(a) 新年度県政課題を検討する会費及び交通費

(b) 青少年健全育成伯耆三十三所観音霊場巡拝関係者米子市尾高交流会旅費及び宿泊費

- (c) 大岩敬老会員との懇談会負担金
 - (d) 建設業関係者と今後の公共事業についての研修交通費
 - (e) 鳥取県緑化推進委員会会費
 - (f) オリンピック選手、山本隆弘選手を励ます会への支出
 - (g) 9月定例会の結果検討会及び交通費
 - (h) 青少年健全育成鳥取県民会議会費
- b 出納簿に記載されている「調査研究に伴う交通費」は、調査内容が不明のため、目的外使用である。
- c 次の活動は、会の内容が不明のため通常の議員活動となり、議員報酬で対応すべきである。
- (a) 岩美高校創立60周年を語る会の交通費
 - (b) NPOとっとり希望化計画21の会費
- d 赤沢氏の政策を聞く会、励ます会会費は、同一政党の議員であり、政務調査活動とは認められず、議員報酬で対応すべきである。
- e 次の議員連盟の活動は通常の議員活動であり、議員報酬で対応すべきである。
- (a) ブラジル鳥取友好議員連盟費
 - (b) 鳥取スポーツ振興議員連盟費
- (イ) 監査の結果
- a (ア)のaの結果について
- ガイドラインでは、個人的資格要件で加入している団体や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等は対象には認めていない。
- このため、鳥取県緑化推進委員会と オリンピック選手、山本隆弘選手を励ます会については、議員に対し、政務調査活動の内容について確認を行い、「地球環境の大切さは言うまでもなく、の会に参画して出版物の提供を受け、緑化推進について県政に必要な情報を取得している。については、青少年の健全育成は県政の主要な柱であり、スポーツの分野で一流と言われる選手の努力の実情や強い精神力の養い方、チームのメンバーとの協力関係の重要性等について話を聞き、青少年教育の中に活かしていく。」との回答を得た。
- この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。
- また、その他の会費等については、会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから、問題はないと判断した。
- b (ア)のbの結果について
- 議員に対し、交通費の内容について確認したところ、「知事等との環日本海航路の実現に向けての意見交換会を鳥取市内で行ったものである。」との回答を得た。
- ガイドラインでは、県内政務調査活動については活動報告書の提出は規定していない。出納簿の記載や領収書の添付があることから、問題はないと判断した。
- c (ア)のcの結果について
- 岩美高校創立60周年を語る会については、会の名称、趣旨から判断して、会に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。
- NPOとっとり希望化計画21については、会の内容について議員に確認したところ、「当該NPOから活動計画、特に台湾との国際交流についての資料などの提供を受け、情報取得している。」との回答を得た。
- この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。
- d (ア)のdの結果について
- 議員に対し、赤沢氏の政策を聞く会の内容について確認したところ、「国会議員の政策を聞くことは重要と考えている。財源の少ない鳥取県としては、特に国の考え方などを国会議員から聞くことは大切である。自民党、民主党等の政党には関係なく、国会議員からできるだけ情報を取得し、

県政に活かすこととしている。」との回答を得た。

この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

e (ア)のeの結果について

ガイドラインでは、議員連盟による県政関係調査活動への参加に要する経費を計上できることとなっており、調査報告書も添付されていることから、問題はないと判断した。

イ 自動車の維持管理費用について

(ア) 請求人の主張要旨

a 自家用自動車の自動車税、自動車保険料は、車両の維持管理に必要となる費用に過ぎず、その車両が調査研究の手段として使用されるものであるとしても、車両の維持管理は調査研究に伴う事務ではない。

したがって、政務調査活動とは認められない。

b ガソリン代金が計上されているが、タイヤ組換え料金が含まれており、これは目的外使用である。

また、ガソリン代はあん分率4分の1が計上されるべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっている。

自動車税、自動車保険料、タイヤ組換え料もこの範疇^{ちゅう}と認められることから、問題はないと判断した。

ウ 議会事務局職員の経費の計上について

(ア) 請求人の主張要旨

会派自由民主政務調査における事務局1人分経費5,255円が計上されているが、本来議会事務局で対応すべきである。

(イ) 監査の結果

事務局1人分の経費5,255円は収支報告書に計上されていないことを確認し、問題はないと判断した。

エ 研修費について

(ア) 請求人の主張要旨

日本海政経懇話会会費は、表題から判断すると政務調査活動とは認められず、議員報酬で対応すべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費は計上できることとなっている。

当活動については、地元新聞社が主催したセミナーであることを確認しており、研修会と認められることから、問題はないと判断した。

オ 書籍等の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

a 新聞の購入は、実績等を考慮の上、経費をあん分すべきである。

b 新聞の購入について、その一部は特定の宗教団体の機関紙であり、直接には調査研究に該当せず目的外使用である。

c 鳥取県職員名簿の購入は、議員活動に必要であり、直接には調査研究には該当せず目的外使用である。

d 口と足で描く芸術家協会資料代は、個人の趣味で調査研究には該当せず目的外使用である。

e 地図帳購入費は、直接購入しなくても議会事務局及び県立図書館での閲覧が可能であるため目的

外使用である。

f 出版物代11,340円は、調査目的が不明であり、必要とするのであれば議員報酬で対応すべきである。

g 雑誌購入費は、雑誌名が不明であるが、レシートから一般の大衆向け雑誌と思われる、目的外使用である。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa及びbの結果について

ガイドラインでは、資料購入費として新聞購読料は計上できることとなっている。出納簿に計上された経費は、議員が政務調査活動の利用実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

b (ア)のc、d、f及びgの結果について

ガイドラインでは、調査研究のために必要な図書、資料等の購入は計上できることとなっており、ガイドラインに沿って出納簿の記載がなされ、証拠書類として領収書が添付されている。

また、ガイドラインでは、個々に購入書籍名、購入目的等の記載までは規定していないことから、問題はないと判断した。

c (ア)のeの結果について

議員に対し、使用目的等について確認したところ、「政策提言をするためには、日本の中の鳥取県の位置づけ、例えば人口問題、移住、定住を考える場合など、地図帳の活用は大きな意味がある。」との回答を得た。

この回答から、議員が行う調査研究に必要なものと認められ、問題はないと判断した。

カ 広報費について

(ア) 請求人の主張要旨

a 写真代、広報文印刷代はその内容が不明のため調査活動に要したとする根拠に乏しく、認められない。

b 政策意見提言募集(はがき)は、その内容も配布範囲、配布方法も不明であり、調査用紙とは言えず議員の議会報告である。また、調査結果も不明であり調査活動に要したとする根拠に乏しく、計上されたはがきの購入代、印刷代、筆耕代は認められない。

c 携帯電話代は、調査活動専用として使用されているが、調査活動のために原則必要なものではない。証拠書類で実績と根拠があればあん分率9分の1以内とすべきである。固定電話代は、判例によるとあん分率9分の1以内が妥当である。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

議員に対し、内容について確認したところ、工事の進捗状況、山陰海岸ジオパークに関連した浦富海岸の時季の状況等各種現場写真を撮影し、県の事業推進に意見している。」との回答を得た。

ガイドラインに沿って出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されており、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

議員に対し、内容について確認したところ、「政策提言を行うため県民の意見を聞くことは重要である。山陰海岸ジオパークは、鳥取県にとって大きな柱であり、浦富海岸の地域代表として岩美町全戸にジオパークの機運を盛り上げるため何が必要か意見を聞いたものである。」との回答を得た。

ガイドラインでは、調査方法の記載や印刷物の提出は規定しておらず、出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されており、問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

議員に対し、携帯電話の利用状況について確認したところ、「携帯電話は政務調査活動以外は使

用しないこととしている。私用で携帯の持ち歩きはしていない。」との回答を得た。

ガイドラインでは、事務費として電話の利用料は計上できることとなっている。

また、携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

2 6名の議員以外の議員への再調査

本件請求を受け、6名の議員について、再度監査を実施することとし、収支報告書や証拠書類の調査を行うとともに、法第199条第8項の規定に基づき文書照会による調査を行った。

その結果、6名の議員について不適正と認められる事項はなく、また、6名の議員以外の議員へ確認が必要と認められる事項もなかった。

したがって、他の議員への再調査を行う必要性はないと判断した。

第7 政務調査費の定期監査の結果

7月から8月に実施した定期監査は、全議員について、次の項目の確認等を重点的に行った。

- ・提出された証拠書類について、出納簿と領収書の写しとの突合
- ・議会事務局の保有している旅費請求書と政務調査費の支出との整合
- ・支出について使途が適正であるかどうかの確認

この定期監査の結果に基づき政務調査費の返還を要する議員は、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員のうち、鳥取県議会議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額から監査委員が認めた使途等が不適正な政務調査費の額を減じた額（監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、県から交付された政務調査費の額を下回ることとなる4名であり、返還を要する政務調査費の額は、当該下回ることとなる額64,679円であると判断した。

返還を要する不適正な使途等の内容及び内訳の概要は、次の表のとおりである。

[定期監査における返還を要する不適正な使途等の内訳]

(単位：人、件、円)

区 分	議員数	件数	金 額
ア 対象外経費の計上	1	1	1,000
イ あん分率の誤り	2	2	61,236
ウ 経費の二重計上	1	1	2,200
エ 記載誤り	1	1	243
合 計	4	5	64,679

注 議員数の合計欄の数は延べ人数であり、対象外経費の計上とあん分率の誤りに同一議員のものがある。

この収支報告書の結果については、既に平成21年11月9日付けで、監査委員から鳥取県議会議長あてに報告書が提出され、既に不適正な使途等に係る経費の返還措置がとられるとともに、代表監査委員から鳥取県議会事務局長へ適正な措置を行うよう通知している。

第8 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、政務調査費の運用について以下のとおり意見を付す。

地方分権の推進を目指した地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方公共団体の自己決定権や自己責任の範囲が拡大したことに伴い、地方議会の機能や役割がさらに大きくなっている。

議員の活動は、本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけでなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、重要な役割となっている。また、住民の負託に応えるためにも、調査研究活動により資質を高め、政策立案能力の向上を図ることが必要である。

本県では、法の一部改正に伴い、平成13年4月から鳥取県政務調査費交付条例を施行し、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われるよう政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、交付を行っている。

議員の行う活動は、政務調査活動に加えて議会活動、政党活動、後援会活動等が渾然一体となっており、これらの活動を整然と峻別することが困難な場合も多い。

このため、平成19年4月に、政務調査費の用途のより一層の透明性の確保を図るための指針としてガイドラインを制定し、逐次見直しが行われているところである。

このような状況の中で、県民の行政参画により議会や議員活動に対する期待や関心も高まるとともに、政務調査費に対する開示請求や訴訟なども増加している。

その内容は、政務調査活動そのものの内容がわかりにくい、若しくは明らかでないとするもの、あるいはその支出の根拠を問題としているものなどである。

このような情勢から、本県の政務調査費の執行についても、今後、益々県民への説明責任を果たすことが求められていると受け止め、政務調査費の内容や用途を更に県民へわかりやすくしていく必要がある。

ついては、県民の信頼に応え、説明責任を果たすためにも、政務調査活動の内容をより明らかにし、それに伴う支出とそれ以外のものを明確化するよう、現行のガイドラインを見直されたい。